

平成23年4月1日

大阪湾水先区水先人会 情報公開基準

大阪湾水先区水先人会は、大阪湾内における船舶交通の安全確保と運航能率の増進及び環境の保全並びに水先サービスの安定的な提供に全力を尽すとともに、社会倫理に則った透明性の高い業務運営並びに遂行を目指すため、次の通り、情報公開に関する基準を定める。

1. 公開する情報の内容

会則・会則施行規則で定められている下記事項とする。

- ① 会則
- ② 役員の氏名
- ③ 会員の氏名、資格の別及び免許年月日
- ④ 事業報告及び事業計画
- ⑤ 引受事務要領
- ⑥ 会員の海難に関する記録

2. 情報提供の手段

次に掲げるいずれかの手段により、速やかに情報提供が出来るようにする。ただし、公開すべき情報について法令、会則、会則施行規則その他による情報提供の手段の定めがある場合には、その情報の提供手段はその定めによる。

- ① インターネット Web Site への掲載
- ② 事務所に備え置いているファイルの閲覧
- ③ 印刷物の発行
- ④ 資料送付（郵送、電子メール、FAX、etc.）

3. 情報公開の区分

(1) 一般公開情報

一般公開情報は、一般の閲覧に供する情報であって下記の情報とする。

- ① 会則
- ② 役員の氏名
- ③ 会員の氏名、資格の別及び免許年月日
- ④ 事業報告及び事業計画
- ⑤ 引受事務要領

(2) 開示請求対象情報

開示請求対象情報は、会員の個人に関する情報であって、開示について開示請求審査会議で審査が必要な下記の情報とする。

- ① 会員の海難に関する記録
- ② 会員の事故歴

4. 開示請求の手段

開示請求は、開示の請求を行う者の氏名、住所・連絡先、開示を求める情報の内容、使用目的などを記入した所定の用紙（情報開示請求書・添付）の提出により行う。

5. 開示請求対象情報の開示期間（会則施行規則による。）

(1) 開始時期

水先業務を自粛する期間が終了した日

(2) 終了時期

- ① 業務制限を要しない場合はその旨が決定した日
- ② 業務制限を要する場合は5年間の範囲内で会長が定める日
- ③ 海難審判の裁決で懲戒されなかった場合は①、②に拘わらず裁決があった日

6. 開示請求審査会議

(1) 組織

委員5名をもって組織する。

(2) 委員の選任

会員のうち、優れた見識を有し公正な判断が出来る者3名及び会員以外の委員2名を会長が推薦し、理事会の承認を得て選任する。

(3) 開示請求審査会議の任務

開示請求にかかる情報の範囲、開示の必要性及び妥当性その他開示請求の是非にかかる事項を審議する。

また、開示請求審査会議において不開示とする場合は、開示請求者に対してその理由を通知しなければならない。

7. その他

情報開示請求窓口は弊会事務局とする。

添付：情報開示請求書